

スキルアップのために職業訓練を受講するときの生活費を支給します！

高等職業訓練促進給付金のご案内

対象者

訓練開始日以降、次のいずれにも該当するひとり親の方

- 20歳未満の児童を扶養している方
- 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方(※1)
- 養成機関において**6か月以上を修業**し、対象資格の取得等が見込まれる方
- 就業または育児と修業の両立が困難と認められる方
- 過去に他の自治体を含めた高等職業訓練促進給付金を受給していない方

※1 所得水準を超えた場合でも、その後の1年間に限り対象となります。



対象資格（就職の際に有利になるもの）

資格例

- ・ 看護師・准看護師・保育士
- ・ 介護福祉士・作業療法士
- ・ 理学療法士・歯科衛生士
- ・ 美容師・社会福祉士
- ・ 製菓衛生師・調理師等

その他

- ・ 雇用保険の教育訓練給付制度の**指定講座**（一般教育訓練給付金の講座は情報分野に限る※）
※シスコシステムズ認定資格やLPI認定資格等のデジタル分野
- ・ 市長が認める国家資格

支給内容

受講中 訓練促進給付金

市民税非課税世帯 月額10万円
市民税 課税世帯 月額70,500円

※ 最終学年の1年間は支給額に**4万円加算支給**
※ 最長4年間の支給(条件あり)

修了後 修了支援給付金

市民税非課税世帯 50,000円
市民税 課税世帯 25,000円

※ 受講終了した日から**30日以内に申請必須**

注意事項

※ **原則、通学のみ**の講座が対象です。(デジタル分野は要相談)

※ 支給は**申請した日の属する月以降**しか支給されません。

※ 初回事前相談は講座開始の2か月前が目安です。(支援対象者なのかを含めて相談)

お問い合わせはこちら

教育訓練給付制度検索システム→ <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

岐阜市子ども支援課 市役所2階(開庁時間 平日8時45分～17時30分)

TEL: 058-214-2396 FAX: 058-262-1121

E-mail: k-shien@city.gifu.gifu.jp

※ 事前相談の予約はHPよりできます

高等職業訓練促進給付金での 一連の流れについて

事前相談
(要予約)

<持参するもの>

受講予定講座のパンフレット

※講座や受講の理由、現在の状況等を聞き取り、支援対象者になるか確認します。

訓練促進給付金

申請手続き
入学後(要予約)

<提出書類>

- 支給申請書
- 在学証明書
- 住民票の写し ※省略できる場合あり
- 児童扶養手当証書の写し
(又は所得課税証明書)
- 振込予定先の通帳

審査→支給決定

<送付書類>

- 支給決定通知書
- 請求書 & 修業状況報告書 ※
- 提出物のスケジュール表
※初回提出分の書類です。

支給開始

<毎月提出するもの>

- 請求書
- 修業状況報告書

講座受講修了後

修了支援給付金

申請手続き
修了後30日以内

<提出書類>

- 支給申請書
- 卒業証明書
- 修了報告書
- 資格取得証明書
- 住民票の写し
※省略できる場合あり
- 児童扶養手当証書の写し
(又は所得課税証明書)

審査→支給決定

<送付書類>

- 支給決定通知書
- 請求書
(請求書を提出後の入金になります)